

地域コミュニティ活性化推進事業の取組状況・今後の取組予定

1 条例に基づく新規事業

(1) 実施中の事業

ア 転入者に対する啓発（4月～）

区役所・支所の市民窓口課において、転入者に対し、条例の概要をわかりやすく記載したチラシの配布を開始。

イ 地域コミュニティサポートセンターの設置（6月～）

自治会・町内会の運営や地域の課題についての相談に応じる「地域コミュニティサポートセンター」を地域自治推進室内に設置。

ウ 連絡調整担当者届出・開示の受付（7月～）

条例によって共同住宅の建築主に義務付けられている、工事・販売・賃貸・管理を行う事業者ごとの、地域との連絡調整担当者の届出について、受付を開始。届出は、学区自治連合会等からの請求に応じて開示。

エ 地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の創設（7月～）

自治会・町内会等が行う、自治会加入促進、自治会結成等の取組に対して費用を助成する制度（上限10万円）を創設。

オ 地域コミュニティ活性化庁内連携会議の設置

推進計画に基づき、地域コミュニティに関わる様々な部署が、行政の縦割りに陥ることなく、関連する施策の融合による相乗効果を発揮させることを目的として設置。

(2) 今後実施する事業

ア 自治会・町内会アンケートの実施

全自治会・町内会（約6,300団体）の代表者を対象としたアンケートの実施。結果に基づいて自治会・町内会の現状分析、加入率算出等を行う。

イ 自治会・町内会、NPOポータルサイト（仮称）の開設

自治会・町内会、NPOの基礎情報をはじめ、運営の手引きやQ&A、先進的な取組事例の紹介などを発信するウェブサイトの開設。

ウ 自治会活動ハンドブック（仮称）の作成

自治会・町内会の規約，会計様式等の見本，運営に関するQ&A，参考となる取組事例などを取りまとめたハンドブックの作成。

エ 地域コミュニティの大切さを共有するためのリーフレットの作成

地域住民に地域コミュニティの大切さを共有してもらうため，地域において行われている活動等を紹介するリーフレットの作成・配布。

オ マンガ版啓発ブックレットの作成

人と人とのつながり，地域活動の大切さを知ってもらい，家庭でも話し合ってもらえるようなマンガ版の啓発ブックレットの作成，小学校での配布。

カ シンポジウムの開催

地域コミュニティ活性化の先進的な取組や，自治会・町内会とNPOの連携による取組を発信するシンポジウムの開催。

キ 事業者の顕彰制度の創設

地域コミュニティ活性化に功績のあった事業者を顕彰する制度の創設。

2 地域コミュニティ活性化に関連する主な新規・充実事業等

(1) 区民提案型支援事業

各区基本計画に掲げる区のビジョンの実現に向けて，区民が自発的，自主的に企画，運営する事業を募集し，区民まちづくり会議等の選考により採択し，経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」を各区において実施している。

(北区の例)

○対象団体

- ・地域団体，NPO法人など区民を中心に構成されるまちづくり団体
- ・大学等（各種学校を含む。以下同じ。）並びに大学等の研究室，ゼミ及び学生を中心に構成されるグループ等

○補助額（予算額：3,000千円）

- ・基本 上限30万円（補助率 50%以内）

(2) 京都市避難所運営マニュアルの作成

万一、災害が発生した際に、迅速かつ円滑に避難所が開設・運営されるよう、今後、避難所ごとの「運営マニュアル」づくりを進めていくこととしている。

そのため、学識経験者や一般市民、関係機関、区役所・支所防災担当職員をはじめとする関係部署の職員による検討会を設置し、研修会等も開催しながら、「運営マニュアル」の前提となる基本的な考え方、決めておかなければならない事項、運営上のノウハウをまとめたガイドラインとなる「京都市避難所運営マニュアル」と、その作成の手引きを作成する。

今後、「京都市避難所運営マニュアル」と作成の手引きを参考として、避難所ごとの「運営マニュアル」づくりを進めていく際には、それぞれの地域ごとに、市民との共汗により、実情に応じたマニュアルづくりを行う。

(3) 真のワーク・ライフ・バランス推進事業

市民一人ひとりが仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を定着させる。

* 「真のワーク・ライフ・バランス」の考え方：ひとりひとりの「つながり」の再構築により京都のまちの活性化を目指す。

【平成24年度の主な事業（新規・充実）】

① 「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助金の創設

労働者の多様な事情や生活態様に対応した先進的な休暇・休業制度、労働時間制度等の導入や、労働者の仕事と生活の両立支援や雇用継続を図るための環境整備の取組を支援するための補助金制度を創設する。

② 婚活支援事業

共に人生を歩むパートナーとのつながりを新たに築ききっかけとして、婚活支援事業を拡充して実施する。

③ 「真のワーク・ライフ・バランス」ロゴマークの募集

市民が主体的に「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する社会気運を盛り上げる契機として、「真のワーク・ライフ・バランス」という言葉を普及し今後の推進事業のシンボルとするためのロゴマークを募集する。

(4) 高齢者の居場所づくり支援事業

高齢者が自由に集い、そこでの交流を通じて、地域から孤立することな

く、高齢者同士、また、高齢者と若者や子供たちとの交流を図ることができるよう設置された高齢者の「居場所」づくりに取り組む地域団体などに対し、経費の一部を助成する。

[助成対象となる「居場所」(抜粋)]

- ・地域の個人や団体が主体となって運営されているもので、地域の集会所、空き家、商店街空き店舗等を利用するなどして、利用対象者の誰もが自由かつ気軽に利用できるよう設置されているスペースであること。
- ・隔週1回以上、1回あたり3時間以上の活動を実施していること。
- ・飲食費や材料費などの実費負担を除き、無料であること。 ほか

[助成対象経費、助成限度額]

- ・開設に伴うバリアフリー等整備費：20万円
- ・開設に必要な備品購入費：5万円
- ・運営経費(年額)：1万円～7万円(開所日数により異なる)

(5) 地域における見守り活動促進事業

支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある方等(要援護者)について、地域における見守り体制を充実し、もって災害時の要援護者の支援に資する。

具体的には、地域包括支援センターの職員等が要援護者の自宅を訪問して、地域の関係機関等への個人情報提供の可否について確認し、同意が得られた方の情報を民生児童委員、社会福祉協議会等の関係機関に提供することによって、地域における日常的な見守り活動に活用していただく。

[対象者]

- ・65歳以上で要介護1又は2の方及び要支援1又は2の方のうち、単身世帯の方あるいは要援護者のみと同居されている方
- ・要介護3以上の方
- ・身体障害者手帳1級又は2級の方及び療育手帳A判定の方のうち、単身世帯の方あるいは要援護者のみと同居されている方
- ・障害程度区分4以上の方
- ・京都市の緊急通報システム事業に登録されている方

(6) 地域と連携した京都ならではの空き家活用の促進

京都市における、住宅総数に占める空き家の割合は14.1%(平成20年住宅・土地統計調査)となっており、今後も増加することが見込まれているが、空き家が増加することは、防犯や防災、地域コミュニティの維

持に及ぼす影響が大きい。

そのため、地域の自治組織等が中心となり、学識経験者や不動産事業者等の専門家と連携して、空き家の掘り起こしや活用方法の提案、地域の魅力の発信など、空き家の流通を促進する取組を支援する。

さらに、空き家の適正管理、活用促進等を目的とする、京都にふさわしい総合的な条例の制定を検討する。

制定にあたっては、多様な観点、専門的な視点が必要であることから、学識経験者や不動産事業者等で構成する検討委員会において、総合的な空き家対策の在り方を検討しながら進めていく。

(7) コミュニティスクールの推進（学校運営協議会の設置）

学校・家庭・地域が共に行動し、子どもを育むため、保護者・地域の方・学識経験者など、幅広い分野の方々に、委員として学校運営についての意見や承認をいただくだけでなく、多くの方々のボランティア参画を得て、「子どもたちのために何ができるのか」を共に考え、行動する学校運営協議会の設置を積極的に進めている。

このように、京都市が進めている、学校運営について「協議」するだけでなく、共に「行動」する学校運営協議会は、「京都方式」として全国から注目されており、今後さらに設置校の拡大と、取組の充実を図っていく。

*設置園・校数（平成24年9月現在）

校種	設置校数	全校数
幼稚園	8園	16園
小学校	141校	170校
中学校	30校	73校
総合支援学校	7校	7校
計	186校	266校